

令和2年第10回仁木町教育委員会定例会会議録

令和2年10月20日、仁木町役場「応接室」において、第10回仁木町教育委員会定例会を開催。

●出席委員 岩井教育長、加藤教育長職務代理者、関井委員、関委員、渡委員

●会議に参加した者 奈良次長、泉谷所長、濱田係長

岩井教育長	午後1時30分、開会を宣言。出席者は教育長及び教育委員4名であり、過半数に達しており、会議は成立した旨を宣する。
	日程第1、会期決定を上程。会期は、本日1日限りとする旨を宣する。
	日程第2、会議録承認を上程。
	異議なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第2、会議録承認について承認する旨を宣する。
	日程第3、教育長事務報告について上程。
	議案により28件について説明。
	質疑なきかを問う。
関井委員	余市紅志高校の説明会の参加対象者は誰か。
岩井教育長	本来であれば、中学校3年生に来年度の入試に向けての説明会ということで行いましたが、仁木も銀山も来年は希望する方が1人もいないということもあって参加者は0人でした。今回コロナの関係もあって、このような説明会を行ってもおそらく誰も来ないだろうと余市紅志高校にも言いました。やはり学校として、本当に来てもらいたいのであれば各学校を回って、余市紅志高校の取り組みを説明してぜひ受けてくださいという形を取らなければ、来たいという人は来るかもしれませんが、最初から余市紅志高校は考えていないという人は来ないと思いますので、来年度以降に向けてやり方を考えて欲しいという話はしてきました。来年度の試験に向けて、今現在の各町村からの予想人数を確認したら20数名ということで、1クラスもいっぱいにならないような状況です。ただ、総合学科なので学科に関係なく皆さんどなたでも受験できるということで、2次募集を期待しているところです。
	他に質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第3、教育長事務報告について承認する旨を宣する。
	日程第4、報告第1号 令和2年度仁木町学校給食第1学期末監査に関する件について上程。

泉谷所長 岩井教育長 全員 岩井教育長	事務局に説明を求める。 議案により説明。 質疑なきかを問う。 なし。 日程第4、報告第1号 令和2年度仁木町学校給食第1学期末監査に関する件について承認する旨を宣する。 日程第5、議案第1号 仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
奈良次長 岩井教育長 全員 岩井教育長	議案により説明。 質疑なきかを問う。 なし。 日程第5、議案第1号 仁木町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱に関する件について承認する旨を宣する。 日程第6、議案第2号 仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
奈良次長 岩井教育長 関井委員 奈良次長	議案により説明。 質疑なきかを問う。 全国的なものなのか。 そうです。まず人事院で規則や運用規則で作られていて、各町村でも作るよう通知されています。この案は仁木町で独自で作ったものではなく、他の町村のものを参考にして策定させていただきました。
岩井教育長 全員 岩井教育長	他に質疑なきかを問う。 なし。 日程第6、議案第2号 仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の制定に関する件について承認する旨を宣する。 日程第7、議案第3号 仁木町立学校における携帯電話の取扱いに対するガイドラインの制定に関する件について上程。 事務局に説明を求める。
奈良次長 岩井教育長 奈良次長 関井委員 奈良次長	議案により説明。 今でも何人かは持ってきている人がいます。 3人くらいいると聞いています。 持ってきているのは小学生か。 小学生も中学生もそれぞれ3名くらいです。小学生は全員キッズ携帯で、中学生はスマホと聞いています。迎えに来てもらう関係で持ってきているみたいです。
岩井教育長	このような要綱を作ってしまうと、教育委員会で携帯電話を持たせてく

ださいと言っているみたいで嫌ですが、文部科学省が今まで原則禁止だったものを中学校で少し柔軟に対応して欲しいということで、一定の条件を決めることによって持ち込み可能ということに決まり、道教委でも同じような取り扱いにするため各市町村でも取り決めるよう通知が来ました。道教委で決めている基準よりも甘くすることはできませんが、実際には道教委の指導に基づいてどの町村でも同じような内容になってくると思います。携帯電話の関係は今大阪府が先行して行っていて、仁木町は大阪府のものを参考に作っています。

奈良次長 中学3年生では携帯電話を持っていない子はいないと思いますが、学校には持って行っていないです。

関委員 中学校は学校に持ってきたときに、学校に預けなくても良いのか。
岩井教育長 今までは学校に預けていましたが、今後数が増えて学校の方で紛失したり、壊したりといったときに学校の責任になるというのもあるので、あくまでも保護者の責任という形にした方が良くと教育委員会で判断しました。持たせるためのルールを作るので、それに基づいてそれでも良ければ持ってきてくださいというスタンスにはしています。

奈良次長 小樽で教室から職員室に運ぶまでに落として壊れたという問題が起きたみたいです。そのようなことを想定するのであれば、中学生については自分で管理させ、昼休みでも休み時間でも使わないように言っているので、壊れても学校では責任は取りませんというスタンスにしています。

関委員 盗まれるという可能性はないのか。
奈良次長 あると思います。ただ、それが嫌であれば持ってこないでくださいということです。

岩井教育長 どうしても移動教室になると鞆を教室に置いていくことになるのでその辺の不安は残りますが、基本的には盗難などはないと思っております。

奈良次長 盗難されるのが嫌であれば、そこまでして持ってこなければいけない理由はないのではないかと思います。

渡委員 当然、盗難に遭って警察を呼ぶとなると、全員に聞き取りをするなど大がかりになる。ルールがあるので皆さん忘れて欲しいということにはならないと思うので、そこが少し心配である。皆さんの家族の責任と言いつつも、警察が介入となるとそうは言われてられなくなってしまいます。そうなったときには、子どもたちが混乱してしまう。

奈良次長 持たせる保護者は、そのリスクまで背負った上でという話になると思います。

渡委員 学校にいる生徒全員が疑われてしまうことになるので、そこが心配である。

奈良次長 職員室で預かるという方向は今のところ考えていません。本当は鍵のかかるロッカーのようなものがあれば一番良いと思います。

渡委員	家に帰るまでも触ってはいけないということか。
奈良次長	そうです。なので持っているメリットはないです。
渡委員	でも持っている以上間違いなく使うと思う。急遽雨が降ってきて休んでいるから親に連絡したいなどという場合は良いのか。
奈良次長	そのような目的であれば全然良いと思いますが、歩きスマホなどは違うと思います。なので、原則は鞆の中に入れてくださいということです。
渡委員	見る人によっては、使っているように見える。
岩井教育長	今まで中学生ではそのようなトラブルが多いです。
渡委員	誰々が使っていたなど、誤解を招かなければ良いと思う。
奈良次長	校内で使用する場合は教師の前でなければ駄目だと言えます。実際、過去にそのようなトラブルがあったので、ここまでしなければトラブルが起こってしまいます。
岩井教育長	学校で先生が一時預かりというのが一番無難だと思いますが、学校の先生が落として壊したというときに、誰が弁償するというリスクが出てくるのではないかと思います。ただ、学校の先生もそこまで責任を持ってませんということになってきています。後志管内も自己管理というところと、学校で預かるというところで半分くらいに分かれています。仁木町としては、それぞれ個人が管理するということで対応していきたいと思っています。故障や壊したということについては自分の鞆の中に入れてるので自己管理になりますが、盗難という部分ではその子だけの問題ではなく、渡委員がおっしゃったようにクラスの子全員に影響が出てくる問題だと思っているので、どちらもリスクが多いのではないかと思います。ただ、仁木中学校ではおそらく盗難もないだろうということで今の案になりましたので、実際そのようなことが起きたら、要綱の見直しなど十分考えられると思いますが、当分はこちらで取り扱いをさせていただきたいと思っております。
加藤職務代理者	子どもというよりは保護者の方に徹底してお知らせしないといけない。
奈良次長	ここまでして持たせる保護者はいるのかなと思います。
加藤職務代理者	あまり読まないでチェックだけする親はいると思う。
奈良次長	それであとから学校に攻められてもどうしようもないと思います。
岩井教育長	間違いなくこれを出せば良いと思っている保護者はいると思います。チェック欄のところを埋めておけば、学校の方で許可してくれるという感覚になってしまうのではないかと思います。保護者への指導という部分でも去年、各小学校の保護者と子どもを対象に、携帯電話の取り扱いの研修会を行っています。インターネットに簡単に繋がる時代なのでSNSでの事故なども非常に多いということで、去年はソフトバンクから職員を派遣していただいて、無料で行っていただいたということもあるので、1年に1回くらいそのようなことができれば良いと思っております。
加藤職務代理者	このチェック表というのは、全戸に配るのか。それとも希望した人に学

	校から渡すのか。
奈良次長	知らなかったというのが一番嫌なので、今回は一度配らなければいけないと思います。それ以降は新1年生の保護者に何らかの機会の説明しなければならないと考えております。
岩井教育長	このガイドラインは皆さんに一度お配りして、このようなことで認めますということをお話しさせていただいて、その中で携帯電話を持たせたいという保護者がいた場合には、同意確認書を配って回収という形で良いのではないかと考えております。一度に配ってしまうとわからなくて同意確認書を出してくる家庭もあると思います。ボリュームがあるので全部読んでから理解した上でといっても、同意確認書だけを書いてという方もいると思いますので、まずガイドラインを配って、その中で同意確認書が必要な方は学校に申し出てくださいという形にした方が、同意確認書を提出した方については理解しているという認識になると思っております。
	他に質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第7、議案第3号 仁木町立学校における携帯電話の取扱いに対するガイドラインの制定に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第8、議案第4号 仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
奈良次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
全員	なし
岩井教育長	日程第8、議案第4号 仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第9、協議案第1号 当面する教育諸問題に関する件について上程。本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	本件は、秘密会として取り扱うこととします。 ～秘密会のため割愛～
	次に、2 当面する行事日程について説明。 令和2年第11回仁木町教育委員会定例会の日程は、11月17日(火)の午後1時30分から開催することといたします。
	3 その他について説明。 事務局に説明を求める。
奈良次長	別冊議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。

関井委員
奈良次長
関井委員
奈良次長

コミュニティ・スクールの話は進んでいるのか。
もう進めています。

実際に来年度に作るというのはあるのか。

今年度中に作りたいと思っております。来月の教育委員会で設置要綱を諮って、12月の議会で委員さんの条例を作り、2月頃に設置を予定しています。

岩井教育長

仁木町のどこの学校もですが、学校運営協議会を設置してしまえば、今の取り組みがコミュニティ・スクールのやり方ということになります。例えば、今であればトマトの収穫体験を地域の人と行うなど、各学校で色々な活動をしています。それがコミュニティ・スクールになるので、今度は学校の運営方針を、参加していただいている方々に承認をしていただくという行為をいただければ、仁木町の場合はコミュニティ・スクールの要件を満たしているという話を聞いているので、あとは学校運営協議会の委員さんをどのような形で選ぶかということと、それに対して学校側としては来年度の学校経営計画をどのように作っていくのか、それを委員さんに承認してもらうことによって一定程度のコミュニティ・スクールの形としてはできるのではないかと思います。やっていきながら、肉付けをしていけば良いと思っておりますので、なるべく早く器を作って、今やっていることを実践しながら、少しずつ中を入れていければ良いと思っておりますので、12月議会では委員さんの報酬をいくりにするというのと、学校運営協議会の設置というのは教育委員会でできるので、並行しながら来年度の学校経営計画ができる前に学校運営協議会を作って、そこで改めて各学校の経営方針を聞いて皆さんに承認を得るという作業をやっていきたいと思っております。

加藤職務代理者
奈良次長

コミュニティ・スクールは仁木町で1つなのか。

要綱では各学校に1つずつということにはなっていますが、各校の校長からは銀山地区と仁木地区で1つずつ作りたいということで話は進めています。

加藤職務代理者
岩井教育長

だいぶカラーが違うので1つはどうかと思った。

町村によっては1つでやっているところもあれば、学校ごとにやっているところもありますが、仁木町の場合は小中連携や小中一貫の関係もあると、地域を一緒にするというのは無理なのではないかと思います。委員さんが選びきれないというのもあるので、校長からの発案ということではありますが、地域ごとで作ることによって銀山地区であれば銀山小学校の1年生から銀山中学校の3年生の卒業するまでの9年間をどうするかということ考えた方が良いのではないかと思います。仁木地区も同じく、小学校1年生から中学校3年生まで、どのような姿で中学校を送り出していくのかという形で考えた方が良いのではないかと思います。意見が非常に多く、おそ

関井委員
岩井教育長

らくそのような形で進めさせていただければと思っております。
それができた場合、評議員会はなくなるのか。

奈良次長

なくなると思います。学校運営協議会の役割の中には、学校評価も入ってきます。学校評議員の皆さんに学校評価をしていただきながら、学校運営協議会の中で同じようなことをやるというのは二重行政になるので、それであれば学校運営協議会でお願いした方が良いのではないかと思います。そのようなこともあるので、今の評議員の皆さんには1回目の学校運営協議会の委員さんになっていただきたいと考えております。

関井委員
岩井教育長

人数的に全員なるのは厳しいので、2人ずつくらい選んでいただくという形になるのではないかと思います。両校から出てくると4人で、そこに両校長が入ります。そこに教頭か一般職の両教職員が誰か1人入るともう8人なので、一応10人以内ということで定める予定でありますので、そのような感じになると思います。

小中一貫の伏線みたいである。
それは考えています。特に銀山地区であれば、保護者が同じという家庭が結構多いので色々な意見を聞くと、学校行事の関係も校長には言いましたが小学校と中学校の運動会と体育大会を一緒にできないかなど、学芸会と学校祭も一緒にやることによって、効果もあがるのではないかという話をしながら、できるところから取り組んでいきたいと思っております。学校運営協議会ができた段階では、小中一貫の関係もある程度はサポートしていただきたいという考えはあるので、積極的な方や否定的な方も入っていただきながらやっていければと思っております。ただ、小中一貫校の関係がコロナの関係で全く動いていなかったものですから、12月くらいから学校で集まる機会が増えてくると聞いておりますので、そこから仕切り直していければ良いと思っておりますので、それに向けて色々やっていきたいと思っております。

全員
岩井教育長

各委員から報告等なきかを問う。

なし。

日程第9、協議案第1号 当面する教育諸問題について協議を終了する旨を宣する。

他になきことを認め、第10回仁木町教育委員会定例会を、閉会する旨を宣する。

(閉会 午後3時04分)